

ロシアにおける事業・投資環境

KPMG ロシア モスクワ事務所

シニアマネジャー 長田 洋樹

マネジャー 岩田 茂

2013年4月に、安倍晋三首相のロシア訪問および日口首脳会談が行われました。今回の訪問においては、財界等より総勢約120名の経済関係者が同行し、活発な経済外交がなされました。今後、日露ビジネス関係は、従来の資源・エネルギーに集中した経済関係に加えて、医療・インフラ分野等での経済連携が検討されており、改めてロシア市場への注目が高まっています。

本稿では、すでにロシア市場に参入されている企業およびこれからロシア市場に参入することを検討されている企業の双方に、有用な情報を提供することを目的として、ロシアの経済環境、進出形態、税制・会計制度および投資環境について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りします。



ながた ひろき
長田 洋樹

KPMG ロシア
モスクワ事務所
シニアマネジャー



いわた しげる
岩田 茂

KPMG ロシア
モスクワ事務所
マネジャー

【ポイント】

- ロシアは豊富な天然資源に恵まれているだけでなく、近年は旺盛な個人消費を背景として、消費市場としても重要なマーケットとなっている。
- 法人税率は20%（連邦税2%、地域税18%）であり、付加価値税率は原則として18%である。なお、法人税率については、投資優遇措置の一環として、州政府が独自に軽減税率を設定している場合がある。
- 個人所得税は、税務上の居住者資格に応じて課税される。税務上の居住者とみなされる場合は、原則として13%の税率が適用され、非居住者とみなされる場合の税率は原則として30%である。
- 2012年よりOECDガイドライン・国際慣行に類似した移転価格税制が導入されている。
- 2013年より上場企業の連結財務諸表に対してIFRSが適用されている。
- 2012年において400件超のM&Aが成立しており、ロシアにおける事業拡大および進出にあたっての1つの選択肢となる。
- M&Aの実施にあたっては、ロシア特有の事情を理解した上での適切なデューデリジェンスが必要となる。

I 概要

1. ロシアの概要

ロシアは、世界最大の国土を誇り、世界9位となる約1億4千万人の人口を有しています。ロシアは、豊富な天然資源に恵まれていることに加え、近年は旺盛な個人消費に支えられ、ロシアはヨーロッパ地域における主要な消費市場として、広く認知されています。

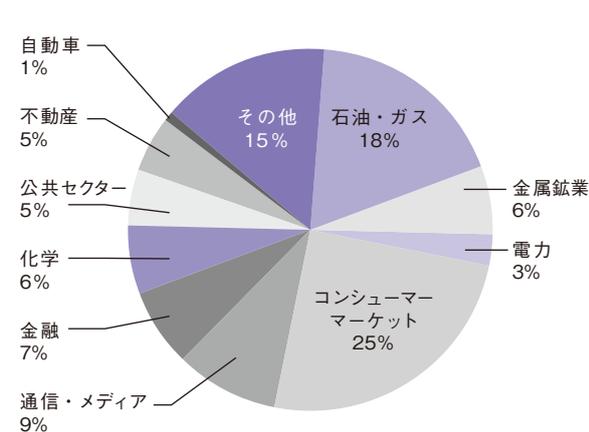
ロシアの経済・産業動向等の概要は、図表1、2のとおりです。

図表1 ロシアのマクロ経済

首都	モスクワ
国土	17,098,200 平方キロメートル
人口 (2012年)	143 百万人
百万人都市	14 都市
大統領	ウラジミール・プーチン
通貨	ルーブル (RUB)
実質GDP成長率 (2012年)	3.4%
名目GDP (2012年)	2,021 bln 米ドル
インフレ率 (2012年)	6.6%
失業率 (2011年)	5.5%

出所：Doing business in Russia 2013 (KPMG in Russia and the CIS)

図表2 ロシアGDPに占める各産業の割合



2. ロシアにおける日系企業の動向

現在ロシアに進出している日系企業は、商社・自動車・電機等をはじめ、様々な業種がロシア市場に参入しており、現在モスクワ近郊で約200社、サンクトペテルブルグ地域で約



50社程度の日系企業がビジネスを展開しています。近年では、ロシアにおける自動車市場の伸長および日系自動車メーカーの現地生産の拡大等に伴い、自動車メーカーだけでなく、自動車部品メーカーの活動が活発化していることなどが、足元における日系企業動向の特徴と言えます。

II ロシアにおける事業環境

1. 進出形態

ロシアで事業を開始する際には、以下の形態で事業を行うことができます。

- ・直販および販売代理店契約
- ・駐在員事務所または支店の設立
- ・法人設立

(1) 直販および販売代理店契約

ロシア国内の顧客に対し海外から直接物品を販売する外国法人は、ロシアでの課税対象にはならず、いかなる形態の拠点もロシアに設立する必要はありません。輸入した物品の通関手続や、関税および税金（輸入付加価値税、物品税）ならびに通関関連費用はロシアの顧客によって支払われます。なお、輸入関税率は、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間で締結されている統一関税率表により設定されており、日本からの輸入品に対する関税率は一般的に5%から20%の範囲で設定されています。

また、外国法人は、ロシア企業と販売代理店契約を締結し、ロシアで物品を販売することができ、この場合、外国法人はロシアでは課税されません。また、輸入した物品の通関手続、関税および輸入付加価値税は、販売代理店により支払われます。

直販および販売代理店契約ともに、ロシア国内に拠点を設立する必要がなく、他の事業形態に比べ事業開始に係る手続

等が簡易であるため、新たにロシア国内で物品の販売を行う場合には、当該形態が利用されているケースが多いものと思われる。

(2) 駐在員事務所または支店の設立

外国法人は、駐在員事務所または支店という形式でロシアに拠点を設置することが可能です。支店および駐在員事務所は、外国法人の部門、事務所を指しており、支店や駐在員事務所は外国法人から独立した法人格を有していません。課税対象となる駐在員事務所や支店は、通常、法人と同様の税目・税率が適用され、支店の活動から発生する所得は常に課税対象となりますが、駐在員事務所の場合、その駐在員事務所の事業活動が「準備的かつ補助的」であり「商業」活動ではない場合には課税されません。ただし、特定の税目（例、資産税、源泉徴収税）については、適用対象となります。ロシア市場に係る情報収集および日本本社の業務補助が、ロシア拠点における業務の中心となる場合には、駐在員事務所または支店の形態でロシア拠点を設立することが一般的と思われる。

(3) 法人設立

外国法人は、子会社を通じてロシアで事業展開を行うことができます。ロシアでの最も一般的な法人形態は、有限会社（LLC、ロシア語ではОООと表記）および株式会社（JSC）です。有限会社の出資持分はロシア証券法のもとでは有価証券とはみなされませんが、株式会社の持分は有価証券とみなされ、連邦金融市場局への登録が必要となります。実務上、外国企業がロシアで全額出資事業を行う際には、有限会社（LLC）が用いられるケースが一般的です。法人形態の場合は、自社名義で通関を行い物品を輸入することが可能となります。なお、法人の場合は、管理業務の増大に伴い、他の形態に比べ一般的に経費が高くなります。

2. ロシア税制の概要

(1) 法人所得税（CIT）

① 課税標準

課税所得は、1月1日から12月31日までの暦年をベースとして、税務上の収益から損金を控除した額となります。一般的に、税務上の収益は、発生主義に基づき計上され、費用については、収益を稼得するために費やされたもので、かつ、経済的に合理的であり、そして適切に文書化（契約書、請求書）されている場合にのみ、損金算入することができます。

なお、企業は、法人所得税額を算定するにあたって、税務会計方針を策定および明示しなければならず、一旦選択された税務会計方針は、法律の改正による場合を除き、会計年度中に変更することは認められていません。

② 税率

法人所得税の税率は20%で、その内訳は連邦税2%と地域税18%です。地域税率については、投資優遇措置導入等を目的として、地域当局の裁量により135%まで引き下げることが認められています。

③ 申告および納付

四半期ごとに法人所得税の申告をする必要があり、年度末における法人所得税の申告期限は、報告対象年度の翌年の3月28日と定められています。

④ 欠損金の繰越

税務上の繰越欠損金は10年間繰越可能となっています。

(2) 付加価値税（VAT）

① 課税対象品および課税標準

付加価値税の対象取引は以下のとおりです。

- ・ 物品の販売
- ・ 役務・サービスの提供（無償提供や自己費消のための譲渡を含む）
- ・ 財産権の譲渡
- ・ 自己利用目的での建設
- ・ ロシア連邦への物品輸入

ロシア税法は、ロシアの付加価値税の課税対象となるかどうかを判断する際に適用する特定の「提供地」に関するルールを定めています。原則として、役務（サービス）の提供者の事業所がロシアにある場合、かかる役務（サービス）はロシアで提供されたとみなされます。

日系企業のロシア拠点においては、通常の日本本社へのレポーティング業務のほかに、ロシア市場の調査結果報告や、日本本社とロシア企業との交渉サポート等を行っている場合があり、この際、ロシア拠点は、日本本社とインターナル・サービス・アグリーメントを締結することによって、関連コストを回収しているケースが多く見受けられます。この場合、上記アグリーメントに基づく様々な本社サポート業務に、VATの対象となるサービス、ならないサービスが含まれていることがあります。もし、十分な文書・証憑書類等がない場合には、税務当局によるVAT対象サービスであるか否かの判断が困難となり、税務当局より指摘を受ける可能性がある点に留意が必要です。

② 税率

一般に、物品（役務、サービス）の販売について課せられる付加価値税の標準税率は18%となっています。特定の種類の医薬品、書籍、雑誌、食料品および子供向け製品（ロシア連邦政府が設定したリストに記載）の付加価値税の税率は10%に軽減されており、このほか、付加価値税率が0%となる物品、役

務、サービス等もあります（ロシア連邦政府により別途定められています）。

③ 申告および納付

付加価値税の対象となる販売取引について認識された付加価値税と、付加価値税の対象となる購入取引から生じた付加価値税との差額を付加価値税として納付する必要があります。付加価値税申告書は、四半期ごとに対象となる四半期終了後の翌月の20日までに提出する必要があります。

(3) 個人所得税 (PIT)

① 税法上の居住者資格

ロシアの個人所得税 (PIT) は、納税者の税法上の居住資格によってその取扱いが異なります。個人が連続する12ヵ月間に183日以上ロシア連邦に滞在している場合、当該個人はロシア税法上の居住者とみなされます。税法上の居住者は、全世界所得に関して個人所得税の対象となりますが、非居住者はロシアの国内源泉所得に関してのみ個人所得税が課せられます。

② 課税所得および税率

課税所得には、現金、現物の他にみなし所得（受贈益）の形態で受け取った収入が含まれます。現物に係る所得は、受け取った物品または消費したサービスの市場価格に基づき評価されます。個人が、市場水準以下の価格で金融商品を取得した場合や有利な金利水準により借入を行った場合などは、みなし所得が発生します。

適用される税率は、税務上の居住者資格により異なります。

【税務上の居住者】

すべての種類の所得に対して13%の個人所得税率が適用されますが、以下の例外規定が設けられています。

- ・ 配当による所得(ロシア法人と外国法人のどちらからの場合でも)および特定の債券に関する利子所得については9%
- ・ 特定の種類の雇用以外による所得(例:借入金に対する有利な金利によるみなし所得)については35%

【税務上の非居住者】

税務上の非居住者のロシア国内源泉所得については30%の税率が適用されますが、以下の例外規定が設けられています。

- ・ ロシア企業から受け取った配当所得については15%
- ・ 税務上の非居住者が、高技能専門家*の地位を持つ外国人である場合、ロシアでの雇用所得については13%

* 高技能専門家とは、高度な技能を持つ外国人の専門家、特定分野での仕事の経験および能力または実績を有しており、年間給与が通常2,000,000ルーブル(約67,000米ドル)を超過する人を指している。

③ 申告および納付

個人に報酬を支払っている個人事業主、ロシア法人、ロシア

に登録されている外国法人の駐在員事務所および支店は納税代理人とみなされ、個人に支払う給与から個人所得税を源泉徴収し、ロシア当局に納付する義務を負います。

個人所得税の申告は、課税対象年度の翌年の4月30日までに行う必要があります。

(4) 移転価格税制

① 概要

移転価格税制が2012年より適用されており、移転価格取引の当局への報告義務および文書化義務が導入されました。新たに導入された移転価格税制はより詳細なものとなり、国際慣行およびOECDの移転価格ガイドラインに類似したものとなっています。

② 対象取引

以下の取引がロシアにおける移転価格税制の対象とされています。ロシアでは、国外取引だけでなく、一定の基準を満たす国内取引も移転価格税制の適用対象となります。

【クロスボーダー取引】

- ・ 関連当事者取引—数値基準なし*
- ・ 取引所相場のあるコモディティ（石油、鉄、非鉄、希少金属および無機質肥料）を含む取引—60百万ルーブル超
- ・ 「ブラックリスト」として登録されるオフショア国（BVI、香港、UAE等）在住者との取引—60百万ルーブル超

* なお、2012年および2013年の取引においては、経過措置が設けられている。具体的には、同一の取引先との取引総額が下記に該当する場合のみ、移転価格対象取引の情報を税務当局に報告するとともに、移転価格税制に基づく文書化が求められる。
2012年：100百万ルーブル超
2013年：80百万ルーブル超

【国内取引】

- ・ 関連当事者取引—10億ルーブル超*
- ・ 取引の相手方が(i) 鉱物資源探掘税の適用対象、(ii) 法人税率が0%または法人税の免除の適用対象および(iii) 特別経済区の居住者であり法人税の免除対象となっている先との間の関連当事者取引—60百万ルーブル超
- ・ 取引の相手方が特別税制を適用する場合のすべての関連当事者取引—100百万ルーブル超

* なお、2012年および2013年の取引においては、経過措置が設けられている。具体的には、同一の取引先との取引総額が下記に該当する場合のみ、移転価格対象取引の情報を税務当局に報告するとともに、移転価格税制に基づく文書化が求められる。
2012年：30億ルーブル超
2013年：20億ルーブル超

③ 税務当局への報告および文書化義務

納税者は、移転価格税制に基づき、以下の義務を負います。

【移転価格税制対象取引の情報を税務当局に通知】

- ・ 2012年 - 2013年11月20日まで
- ・ 2013年以降 - 翌年の5月20日まで

【移転価格税制対象取引の価格の正当性を示す文書の作成】

- ・ 2012年 - 2013年12月1日まで
- ・ 2013年以降 - 翌年の6月1日まで

④ 罰則規定

2012年および2013年については、移転価格税制に準拠しなかったことに起因する納税不足額に応じた罰則はありませんが、2014年から2016年については、納税不足額の20%がペナルティとして課され、2017年からは、納税不足額の40%がペナルティとして課せられます。なお、移転価格税制の対象取引について、税務当局へ報告・届出しなかった場合は、5,000ルーブルがペナルティとして課せられます。

3. ロシアの財務報告制度および会計監査制度の概要

(1) ロシアにおける財務報告制度

ロシア企業は、ロシア国内法に基づき暦年（1月から12月）に基づき、年次財務諸表を作成する必要があります。ロシア会計基準に基づき作成された年次財務諸表は、翌年度の3月31日までに作成し、関係当局に提出することが義務付けられています。また、年次財務諸表は株主総会において、承認されなければなりません。年次財務諸表には、以下のものが含まれます。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 上記2表の添付資料として、資本の変動、キャッシュ・フロー、借入金の推移、売掛金と買掛金の変動等に関する追加情報
- ・ 注記事項
- ・ 監査意見（法律で規定されている場合は発行される）

ロシア会計基準においては、発生主義、会計方針適用の継続、実質優先および期間帰属の適切性等の原則が定められています。実務上は、ロシア会計は取引実態より形式に重点が置かれることが多く見受けられます。これは、税務上、損

図表3 ロシアにおけるIFRSの適用状況

カテゴリー		適用状況
上場企業	連結決算	2013年度の連結財務諸表よりIFRSによる作成が義務付けられている。
	単体決算	現在はIFRSの適用は求められないが、財務省は上場会社のすべての財務諸表にIFRSが適用される可能性を示唆している。
非上場企業	連結決算	金融機関および保険会社にはIFRSが強制。その他の会社は、法令や定款により連結財務諸表の作成が求められているかによる。
	単体決算	保険会社はIFRSの適用が強制。

金算入にあたって、十分な根拠資料を整備することが求められており、当該税務の要請に引きずられる形でこのような実務運用がなされているものと思われます。そのため、上記のロシア会計原則はしばしば形骸化していると言われることがあります。

(2) ロシアにおけるIFRSの動向

ロシアにおいては、IFRS適用に関する法律が2010年に成立し、ロシアの上場会社に対して2013年よりIFRSに基づく連結財務諸表（2012年の比較情報含む）の作成が義務付けられました。ロシアにおけるIFRSの適用状況は図表3のとおりです。

なお、ロシアにおける日系企業の多くは、ロシア法定基準に基づく財務諸表に加え、親会社報告目的のため、IFRSに基づく財務諸表も作成しているケースがほとんどです。ロシア基準とIFRSの間には、多くの会計基準差がありますが、主要なものは図表4のとおりです。

図表4 ロシア会計基準とIFRSとの主要な差異

項目	内容
減損	IFRSとは異なり、ロシア会計基準では、時価のない金融商品、債権、棚卸資産および非継続事業に係る資産に対してのみ減損が規定されており、のれんや無形資産には適用されない（ただし、改定済みの無形資産に係る会計基準（PBU 14/2007）ではIFRSに基づく減損テストを容認）。有形固定資産の公正価値の減少については、再評価の会計方針を採用した場合にのみ簿価修正が可能。
従業員給付	IFRSでは、年金だけでなく、従業員給付のすべての種類に対して会計処理が規定されている。従業員給付に対する負債は法的または推定的債務に基づいて認識される。IFRSとは異なり、ロシア会計基準では、従業員給付のための会計ガイダンスがなく、一般的にすべての制度はIFRSに規定される確定拠出制度と類似の方法により処理される。リストラまたは非継続事業に係る場合を除き、従業員給付債務は法的債務のみに基づいて認識される。
税効果会計	IFRSでは、一時差異とは、当該一時差異が解消する将来の期間において当該差異が課税または損金算入される場合における資産および負債の税務上の簿価と会計上の簿価との差額である。これに対して、ロシア会計基準では、費用・収益項目の課税計算上の認識期間と会計上の認識期間とが異なることから生じる時間的差異として認識される。
リース会計	IFRSでは、リース取引に係る会計処理は、当該リース資産の法的所有権ではなく、そのリース資産の所有に伴うリスクと経済価値の負担・享受に基づいて行われる。一方、ロシア会計基準では、リース分類は、法的形式や契約条項により決定される。例えば、あるリース資産が貸手または借手のいずれの貸借対照表に計上されるかは、当該取引の経済的な実態ではなく相互間の契約に基づき決定される。
研究開発費	IFRSでは研究費は発生時費用処理され、無形資産が開発段階にて自己創設された場合には直接要した支出は資産計上される。これに対して、ロシア会計基準では、研究と開発の区分はなく、すべての研究開発費は資産計上される。

(3) 会計監査制度

監査に関する連邦法において、以下のロシアの事業体は年次法定監査を受けることが義務付けられています。

- | |
|--|
| ① 上場企業 |
| ② 銀行、保険等の金融機関 |
| ③ 国が25%以上を保有する会社、国有組織、国有企業 |
| ④ 前会計年度の売上が4億ルーブル超、または前会計年度末の貸借対照表上の総資産が60百万ルーブル超の会社 |
| ⑤ 連結財務諸表を作成し、公表している会社 |
| ⑥ その他連邦法で監査が義務付けられている会社 |

日系企業の多くは上記の会計監査要件のうち、④に該当することに起因して、ロシア法定監査を受けています。

Ⅲ ロシアにおける投資環境

日本企業のロシア事業進出および拡大にあたり、事業買収および資本参画といったM&Aは1つの選択肢となります。日本企業にとって比較的なじみが薄いと考えられるロシアにおけるM&Aマーケットの状況と、デューデリジェンス時のロシア特有の事情を主として財務および税務の観点から解説します。

1. ロシア M&A マーケット概況

国有石油会社RosneftによるTNK-BP買収案件（約560億ドル（公表ベース。以下すべての案件情報同様））を含めた427件、約1,400億ドルのM&Aが2012年に成立しています。当

TNK-BP買収案件はロシアのM&Aマーケット規模と比して巨額の案件であることから、傾向を理解しやすくする目的で、以降の説明では特に断りのない限り当案件を除外した数値を記載します。

リーマンショックによりロシアのM&Aマーケットは大きく冷え込みましたが、その後特に案件ベースで回復基調となっており、2012年では420件を超えています。グローバルベースでは案件数は2010年以降減少傾向となっていることとの比較で、現在比較的活発なM&Aマーケットであると言えます（図表5参照）。

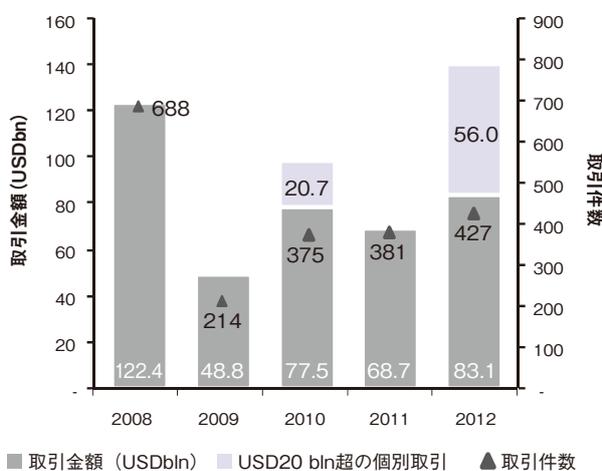
2. ロシア M&A マーケットの特徴

ロシアのM&Aマーケットはいくつの特徴があり、参加者およびインダストリーの観点から簡潔に説明します。

- 国内企業同士のM&Aが中心となっています。2012年では案件ベースで301件（全体の約71%）、金額ベースで全体の60%を占めています。
- 国営企業によるM&Aが活発です。Sberbank, VTB, Rosnft および Inter RAO UES といった企業による案件が2012年で41案件あり、金額ベースで全体の21%を占めています。
- 国外投資家によるロシアへの投資案件は、2012年の案件ベースで74件（全体の約17%）、金額ベースで全体の20%を占めています。国別には、米国、英国、中国および日本からの投資が比較的多く、これら4カ国で22件が成立しております。2012年の日本企業が関連する投資案件としては、公表ベースで三井物産、日産ルノー連合および澤田ホールディングスによ

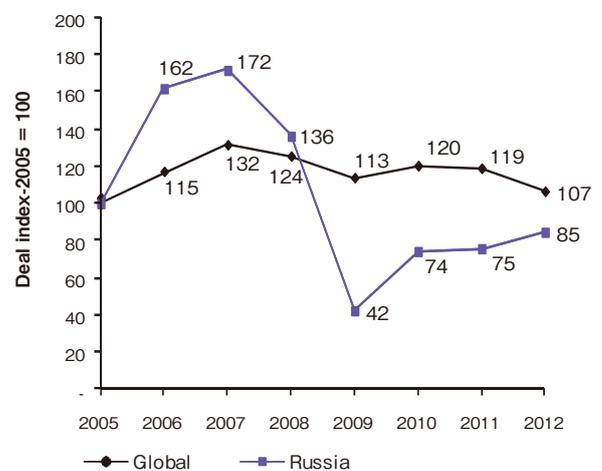
図表5 ロシアにおけるM&Aマーケット

ロシア M&A 取引金額および件数-2005年から2012年



Notes (1) 2010: VimpleCom acquisition of Weather Investments (USD20.7 billion)
(2) 2012: Rosneft acquisition of TNK-BP (USD56.0 billion)

グローバルおよびロシアM&A取引件数インデックス



る投資案件がみられます。

- ・ 伝統的に資源関係の案件が中心でしたが、通信、メディアおよび金融といった事業の案件が増えてきております。資源関係の投資案件は金額ベースで2012年31% (2011年:43%) にとどまる一方、通信・メディアの投資案件が金額ベースで19% (2011年:13%)、金融が19% (2011年:15%) となっており、インダストリーの多様化が進んでいます (図表6 参照)。

現在ロシア政府では企業の事業環境の改善に努めています。ヨーロッパとの比較での旺盛な消費マーケットおよび脆弱なインフラ環境が存在することから、非資源インダストリーでの案件が拡充してきています。今後、多様なインダストリーへの日本企業の参加が期待されます。

3. デューデリジェンスにあたっての留意点 - 財務および税務の観点から

ロシアにおいても、デューデリジェンスプロセスの必要性の認知度が高まりつつあり、全体プロセスとしては概ね諸外国と同様のプロセスを経ることになります。しかしながら、ロシアでは諸外国との比較で留意すべき特徴があり、これらの点のマネジメントが重要となってきます。以下、ロシア企業を対象としたデューデリジェンスにあたり、特に留意すべき事項を説

明します。

(1) 複雑および不透明な資本関係

ロシアにおいては、機能別、事業別および地域別に複数の法人が設立されるなど、事業規模に比して法人数が多い傾向がみられます。また、頻繁な資本関係の変更がみられるほか、名目株主の存在、租税回避地の活用といった点から実質的なオーナーの特定が難しいといった点がみられます。

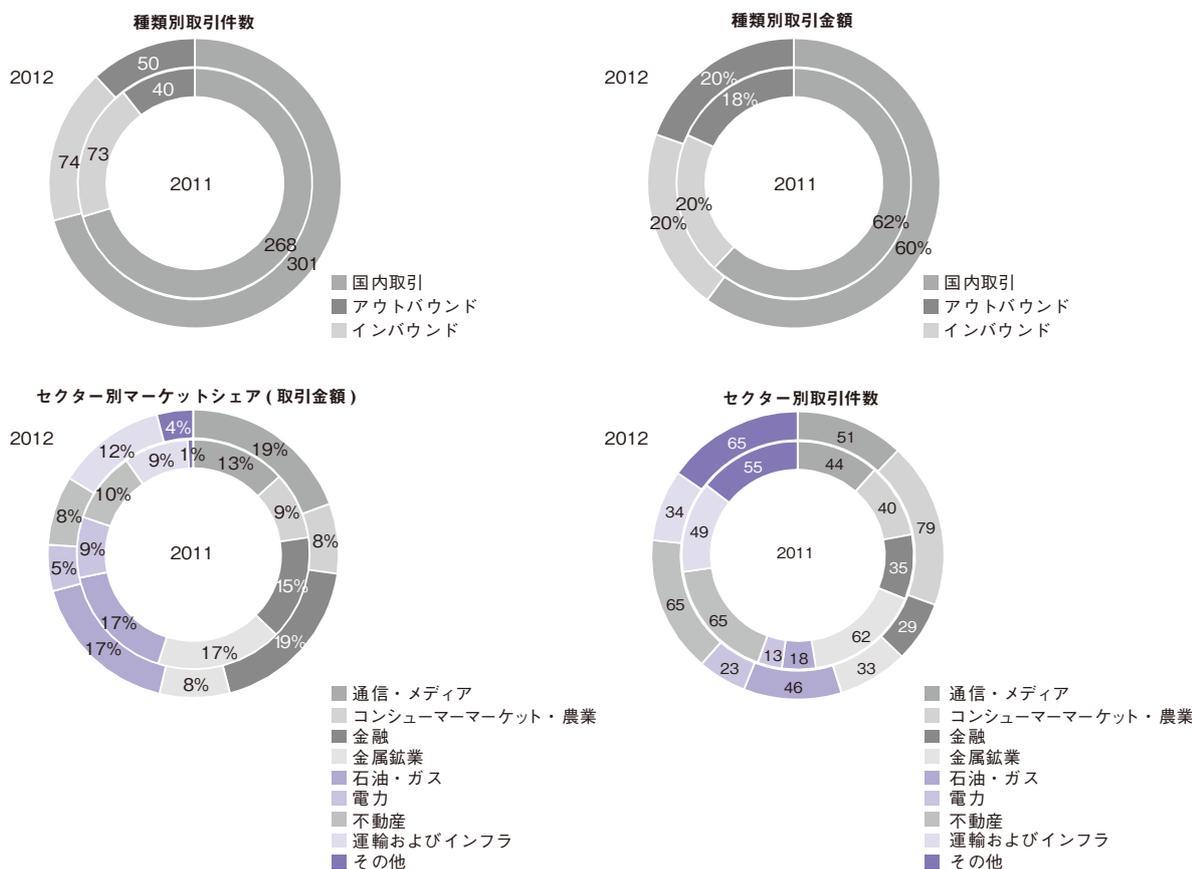
このような資本関係がみられる背景としては、税務上の理由 (税務訴訟リスクの軽減、簡易課税制度の活用および節税策等) が大きいですが、結果として事業実態の把握が難しくなっている可能性があります。デューデリジェンスを通じた正確な資本関係 (名目および実体) および事業実体の把握が重要となります。

(2) 租税回避目的の取引、汚職・不正等

ロシアにおけるコンプライアンスに対する意識は一般的な日本企業と異なることがあり、法制度の解釈の幅および抜け道を利用した行為が存在します。また、一定の範囲での有利な取扱いを受けることを目的とした贈賄行為も存在しないとは言えません。

税務不正行為としては、過去と比較して減少する傾向がありますが、現時点においても実質的な関連当事者を通じた不

図表6 ロシアM&Aマーケットの特徴



透明な取引（架空取引の偽装等）による支払税額の削減を図ることがあるほか、税務当局との間での不透明な関係がみられることがあります。また、キプロスを中心としたオフショア企業を通じたロシア企業への投資も多くみられ、税率軽減のための所得移転といった租税回避行為がみられることがあります。対象会社のタックスプランニングについての慎重な調査を行うと共に、投資後のコンプライアンス体制の見直しおよびこれらに伴うコスト増（税率上昇等）を織り込んだ上での投資の意思決定が必要となります。

(3) 財務情報の信頼性の欠如

① 財務会計

ロシア会計基準に基づき作成される財務情報は国際的な会計基準および会計慣行に基づき作成される財務情報と異なる可能性があります。ロシア会計基準は国際的な会計基準との間で引き続き一致がみられない部分があります（例：減損会計の適用等）。加えて、ロシアでは形式を重視する税務会計の影響が強く残っており、形式主義に基づく財務会計実務が存在します（II.3.(1) 参照）。たとえば、実態は完了している取引であったとしても、当該取引の存在を裏付ける書類が整備されるまで税務処理ができないことがあり、これに同調する形で財務会計においても処理がなされないことがあります。そのため、実態を反映した財務情報を把握するために、追加すべき費用の存在を確認することが重要となる場合があります。

② 管理会計

前記の財務会計上の限界から、業績を把握するために管理会計情報が用いられることがあります。管理会計情報作成前提の正しい理解および財務会計との間の乖離について理解をすることが重要となってきます。また、財務会計においては連結会計が必ずしも十分に浸透しておらず、管理会計情報において簡易の連結決算がなされているのみの場合があります。対象会社は複数の法人を保有していることが多く、開示される連結財務情報についてはその作成前提の調査・確認が重要となってきます。

このような留意点は、ロシアにおける特有のポイントであり、投資の検討にあたっては、ロシアの事情に精通した専門家のアドバイスを受けることが重要になると考えられます。一方で、他の新興国であっても類似の留意の状況が存在すると考えられます。適切な調査プロセスを経ることによる実態把握およびリスク管理が重要となる点は、他の新興国と同様です。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡下さいませようをお願い致します。

KPMG ロシア
モスクワ事務所

シニアマネジャー 長田 洋樹
TEL: +7-495-933-2775
hirokinagata@kpmg.ru

マネジャー 岩田 茂
TEL: +7-495-937-2961
shigeruiwata@kpmg.ru

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.